

消費税における目的税の是非¹

神戸大学経済学部入谷ゼミ

多鹿智哉・数村友也・新田侑子・野間弘武

則政彩菜・前田哲也・吉富彩夏

¹本稿は、2010年12月4日・5日Sに開催される、WEST論文研究発表会2010に提出する論文である。本稿の作成にあたっては、入谷教授（神戸大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要旨

高齢者人口が増え、さらなる社会保障の充実が叫ばれる昨今、聞こえてくるのは年金未納問題など不安なファクターばかりである。長期債務が GDP 比 150% という異常事態の日本の財政状況を見て、ここからさらに大規模で長期的な支出を期待するのは難しいといわざるを得ない。しかし、世論調査などで国民が政府に期待する政策は「年金など社会保障の充実」「医療・介護負担の軽減」とやはり社会保障の拡充を求める声が多い。逼迫した財政状況の中での社会保障の拡充、現状でこの目的を達成するための一つの方策として現在実質的に行われているのが「消費税の福祉目的税化」である。本稿はその「消費税の福祉目的税化」の是非について議論していきたい。

まず(はじめに)では、現在にいたるまでの消費税の歴史、またその現状を見ながら目的税化に伴う問題点と利点を列挙する。

次に(批判の検討)において、目的税化に関するこれまでの先行研究に対する主な批判を検討していく。

批判の中で主たるものは、目的税化が財政の硬直化を招く、というものである。結論を先に述べると、現状で目的税化による財政硬直化は現在の福祉目的税制度にはあてはまらない。

(新たな視点)では公共選択という観点から目的税を考える。Buchanan(1963)のモデルを公共選択の視点で、個々の公共サービスの供給量が最適となるのは目的税のときである、ということを示す。

最後に(政策提言)で消費税の福祉目的化は妥当だと主張する。

WEST 論文研究発表会 2010

I 現状分析

本論文で消費税の福祉目的税化の是非を論じるにあたり、現在に至るまでの消費税の歴史、そしてその現状がどのようなものであるのかということを正確に認識する必要がある。

消費税の導入まで

戦後における日本の税制は、昭和 25 年のシャープ勧告に基づいた所得税中心の税体系を根幹としてきたが、その後数十年を経て、様々な歪みが目立ってきた。これは、戦後の日本の経済・社会が、産業・就業構造の変容・所得水準の上昇・平準化、消費の多様化・サービス化、経済取引の国際比等著しく変化してきている状況下においても、税制について基本的な見直しがなされずにきたため、経済・社会の実態に合わなくなってきたことが原因といわれている。国民生活をめぐるこのような著しい環境の変化を背景として、税制に対する国民の関心は、税負担について、垂直的公平ばかりでなく、水平的公平を考える方向に向けられてきた。また、税負担と勤労意欲との関係に対する関心も深まり、社会共通の便益を賄うための基本的な負担は、国民ができる限り幅広く公平に分かち合うことが望ましいという考えも広まっていった。このような国民の税に対する受け止め方を踏まえ、昭和 63 年 4 月の税制調査会の「税制改革についての中間答申」においても「これからの税制を考えるに当っては、消費を基準として広く薄く負担を求める間接税の役割について、より積極的に評価することが必要である」と指摘された。

また、消費税導入前の間接税は、特定の物品やサービスに課税する個別間接税制度が中心であったが、課税すべき物品・サービスを客観的基準によって選択・特定することが困難であること、物品とサービスとの間の負担の不均衡が生じるということ、そして国際摩擦の一因となること、というような問題点があった。

以上のように、税制全体の公平性の確保し、従来の個別間接税を根本的に解決するため、そして急速に進む日本の高齢化社会に対応するため、『消費税法』は、昭和 63 年 12 月 30 日に施行され、平成元年 4 月 1 日から適応、実施された。

消費税法の改正

消費税法は、平成 3 年 5 月に非課税範囲の拡大や中小事業者に係る特例制度の見直しなどの改正が行われ、平成 3 年 10 月 1 日から実施された。また、平成 6 年 11 月には、所得税の負担の軽減と消費税の充実を内容とする税制改革の一環として、消費税については、税率 3% から 4% への引き上げや中小事業者に対する特例措置の見直しなどの改正が行われ、平成 9 年 4 月 1 日から実施された。また、この税制改革においては、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方財源の充実を図ることとし、消費税譲与税に代えて、「地方消費税」が創設され平成 9 年 4 月 1 日から実施された。

更に、平成 15 年度税制改正により、納税義務が免除される基準期間における課税売上高の上限が 1,000 万円に引き下げられ、また、簡易課税制度を適用することができる基準期間における課税売上高の上限が 5,000 万円に引き下げられた。

WEST 論文研究発表会 2010

以上のように、消費税の導入後も、消費税に対する様々な税制改正が実施されてきたことがわかる。また、その改正により、消費税による税負担が徐々に増大していることもわかる。

消費税の使途と消費税の福祉目的化

現在、消費税・地方消費税を合わせた税率 5%のうち、1%は地方消費税であり、地方公共団体の一般財源として使われている。また、4%は国の消費税であるが、その収入のうち 29.5%は地方交付税として地方公共団体に配分されている。これらを合計すると税収のうち、43.61%は地方公共団体の財源に充てられており、国の財源に充てられるのは 56.4%となっている。また、平成 11 年度以後の各年度の予算においては、国の消費税の収入を基礎年金、高齢医療及び介護福祉予算に充てることを予算総則に明記する、いわゆる「消費税の福祉目的化」が行われている。

福祉目的税に関しては、大平内閣が昭和 53 年に一般消費税の導入を企てたとき以来、一般消費税の導入あるいは見直しが試みられるたびに、新税を福祉目的税化することの是非が論じられてきた。それにもかかわらず、当時の大蔵省も厚生省も消費税の福祉目的化には冷淡であり、この構想は具体化しなかった。しかし、平成 6 年 2 月に細川総理が国民福祉税の導入を提案したことで、これが政治問題として再び表舞台に現れることとなった。その要点は、消費税を国民福祉税に衣替えし、税率を 7%まで引き上げることによって、福祉財源の拡充と財政の健全化をはかろうとしたものであった。しかしこの提案は、連立与党内部の意見調整がきわめて不十分であった上に、肝心の福祉財源の見積もりも明らかでない粗雑なプランであったため、すぐに撤回に追い込まれた。以上のように、消費税の福祉目的化が予算総則に明記される以前にも、消費税の福祉目的税化の議論はされてきたのである。

高齢化と日本

現在の日本の社会を理解するにおいて、高齢化の問題は重要なものであるといえるだろう。現在、日本は世界の先進国の中でも最も高齢化が進んだ国となっており、今後、世界の主要国においても例をみない早さで人口の高齢化が進む見込みである。65 歳以上の者が総人口のうちに占める割合は、1965 年に 6.3%だったものが、1995 年には 14.5%となり、2025 年には 30.5%に、そして 2050 年には 39.6%になると予想されている。それに伴い、社会保障関係費は増加し、財政状況はますます厳しくなることは容易に想像できる。また、この急激な高齢化によって、社会保障の給付と負担が増大することも考えられ、国民所得に占める社会保障給付費の割合である国民所得比は、1970 年に 5.8%だったものが、1990 年には 13.6%となり、2025 年には 26.1%となることが予想されている。

以上のように、日本は今後、急速に高齢化が進み、社会保障関係費が増大することが予想されている。そのような社会のなかで、福祉目的化されている消費税は現在よりも、重要視されていくことになるだろう。以下では、高齢化によって社会保障関係費の増大が予想される日本において、現在すでに福祉目的化されている消費税を、目的税することの是非について先行研究や理論・分析を通じて検証していく。

WEST 論文研究発表会 2010

Ⅱ 先行研究

目的税の問題点

・国の一般会計の歳入のうち租税および印紙税収は 535540 億円、消費税は約 20 パーセントを占めており、106710 億円（平成 20 年度）となっており、これを目的税化することは財政硬直化を招くおそれがある。また、消費税を国の歳入の 30.5%を占めている公債金収入を補うために使えなくなる。（吉田）

・「国庫統一の原則」ではすべての歳入を一般会計の歳入とし、国民にとって優先度の高い順にこれを割り当てていくことが望ましいと考えられているが、それによると目的税を導入すると特定歳出以外に使えなくなる。必要と関係のない財政収入の大きさから決まるために、国民に超過負担を負わせることになる。例えば、ガソリン税は道路特定財源で、道路整備費のバラマキの原因となった。（吉田）

・目的税を導入した時点では、効率的な運営を行うことが出来ても、永久にその状態は続かない。（吉田）

・受益者負担の側面から考えると、ガソリン税は需要を抑制する効果、社会保険料は収支を明確にし、効率的な運営を可能にする効果が期待できるが、消費税を社会保障の特定税源とすることで得られる効果は考えづらい。（吉田）

・平成 19 年度の社会保障費は 91 兆円で、そのうち 48 兆円が年金に使われている。そのため、社会保障費を私的貯蓄の代替と考えることができる。そうすると、消費に課税するよりも、私的貯蓄に課税するべきだと考えられる。そして、所得税は、「消費+貯蓄」という経済支配力を課税ベースとし、消費税は消費を課税ベースとしている。よって、社会保障費を私的貯蓄の代替と考えるならば、消費税よりも所得税を社会保障費に充てるべきだと考えられる。（吉田）

・用途の特定が納税者の関心と呼ぶとは限らず、特定の事業が既得権化される恐れがあり、事業規模の増大を招き、納税者の負担を増加させるかもしれない。（田中）

・消費税収 12.1 兆円のうち、地方消費税と地方交付税を合わせた額は 5.3 兆円もあり、地方公共団体の一般財源化されているため、この部分の目的化は困難である。（田中）

目的税の利点

・税の機能には、財政資金調達機能、所得配分機能、民主主義過程を通じて国民が財政を直接コ

WEST 論文研究発表会 2010

ントロールする機能の3つが挙げられる。その中で、民主主義過程を通じて国民が財政をコントロールする機能を考えると税は、財政の費用を明示して「受益と負担の比較衡量」を行わせる手段となり、財政規模を制御しようとする事ができる。目的税化することにより、受益と負担を個別にリンクさせ、国民に増税か社会保障充実かを選ばせる事が出来る。それにより、効率的な配分が期待できる。このような効果は累進所得税では、税制改正を必要とせず、税率を引き上げられるためその効果は低くなる。(吉田)

- ・社会保障を基礎とすることで、一種の納税に対するインセンティブを設計できる。また、社会保険料での負担を求めると、社会保険料は所得控除の対象となっているため、所得税の課税ベースを侵食する。そのため、財源不足を補うには消費税に負担を求めざるを得ない。(吉田)

- ・老人医療費などは若年者から高齢者への所得の移転であるから、保険料による負担でなく再分配機能のある税による負担が求められる。(吉田)

- ・総体的な費用を平均化させて負担させることにより、医療であれば病気にかかるリスク、年金であれば長生きのリスクなど社会保障にかかる価格を明示することができ、それをもとに国民は最適な消費・貯蓄比率を選ぶ事が出来る。しかし、税金は強制的なものであるために、それによる効果は小さい。(吉田)

- ・社会保障支出のうち、年金が所得の少なくなった高齢者に対する給付であり、医療費が病人になった所得の少ない者に給付することは、所得の再分配効果を目的とするものであるが、それにより、労働力供給の減退等、経済効率の低下を引き起こすことになる。それに対して、消費税は比例税であり、所得税よりも所得再分配効果は小さいが、経済効率に対する影響は小さい。目的税化により、「所得の再分配機能と非効率」の強い社会保障支出と「所得再分配機能と経済への悪影響」が小さい消費税を組み合わせることになり、社会保障支出の規模が大きくなったときにはより望ましい組み合わせになる。(吉田)

- ・社会保険料方式による現役世代中心の費用配分に比べて、消費税は高齢者にも応分の費用を分担させる事が容易である。(藤田)

- ・高齢者グループ内において、負担能力に応じて拠出額に差を設けるためには、消費税の方が優れている。(藤田)

- ・比較的低い所得層から、确实・簡便に福祉財源の拠出を求めるのに優れている。逆進性問題は、税源が最低生活保障を確立するために使われるのなら、低所得層へそこから再分配されるのでそれほどこだわる必要はないと考えられる。(藤田)

WEST 論文研究発表会 2010

・目的税化は有権者と政治家との間で情報が交換されるプロセスの一部と考えると、将来の政権担当者の望ましくない行動を制約出来る。無駄な公共事業をするよりも福祉に税収を当てた方がよいと有権者が考えると、目的税化によりそれを保障することが出来る。(井堀)

Ⅲ 批判の検討

これまでの先行研究での目的税に対する主な批判点は、目的化が財政硬直化をまねくという点、目的税より普通税のほうが効率的に予算をふりわけることができるという点である。我々はこの二つの批判が本当に妥当であるかを考えていく。

まずは財政硬直化の問題から考えていく。

そもそも財政硬直化とは財政に自由がなくなることである。現代の日本では、国債償還や社会保障費によって財政の大部分を占められ、しかもそれを削減することはほとんど不可能である。このことにより日本の財政は目的化に関係なくすでに硬直化している。従って、財政硬直化を論拠に目的化を批判することは見当違いである。

続いて、効率的な予算について考える。

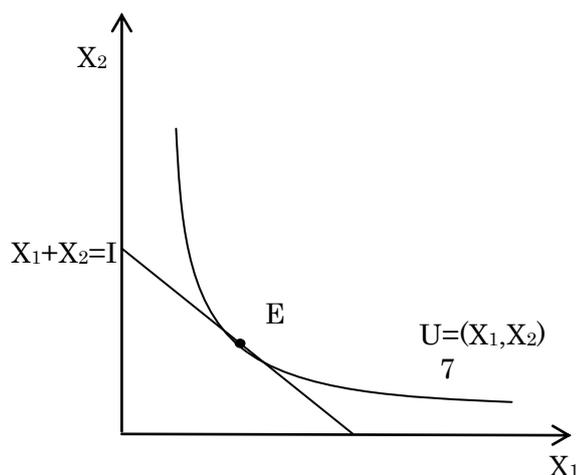
これまでは、目的税より普通税のほうが予算を効率的にふりわけることができるといわれてきた。しかしそれは本当だろうか。

普通税の場合、予算という制約のもとで、人々の満足を最大にするような政府サービスの組み合わせを選択する。つまり、必要と思われる政府サービスにはより多くの予算をさき、あまり必要と思われない政府サービスには予算をあまりさかないようにすることができる。これを簡単なモデルで見てみよう。

政府は X_1 と X_2 の二つの政府サービスを供給するとする。政府サービスの租税価格はともに 1 と仮定する。予算は外生的に与えられ、予算額を I とする。一方国民の効用は $U=(X_1, X_2)$ という関数で与えられるとする。政府は予算という制約のもとで国民の効用を最大にするとする。すなわち、

$$\begin{aligned} \max U &= (X_1, X_2) \\ \text{sub.to } X_1 + X_2 &= I \end{aligned}$$

図 1



WEST 論文研究発表会 2010

この解は図1の点Eとなる。このように普通税の場合、効率的な政府サービスの組み合わせを選ぶことができるのである。

しかし政府はE点を選択することができるだろうか。そもそも国民の無差別曲線を的確にはかることができるのだろうか。また、この分析には政府に関して重大な仮定が存在する。それは、政府が国民の効用を最大にするという仮定である。現実の政府が本当に国民の満足だけを考えて行動しているとは考えにくい。政府は私欲のために行動するときもあるだろう。その場合、効率的な点Eは達成されないのである。

新たな視点

そこで、政府は自身の効用を最大にするように行動する、リヴァイアサン政府だと仮定する。この仮定のもとで、公共選択の視点から分析した Buchanan(1963)のモデルを紹介する。公共選択論とは民主主義的過程において各個人、各集団が各々の利益を最大にするように行動するときどのような集団的合意形成がなされるかを分析する経済学である。Buchanan(1963)では、普通税にすると効率的な状態より予算規模が拡大することが示されている。以下は Buchanan(1963)のモデルを社会保障におきかえて考えた権丈 () を大部分参照している。まずはモデルの諸仮定から見ていく。

諸仮定

投票に関して3つの仮定をおく。

- 単純多数決ルール
- 中位投票者モデル
- 中位投票者の選考は単峰型

これらの仮定により、集団的意思決定をみる際、代表的投票者の投票行動のみを分析すればよい。

○政府は2つの政府サービスを提供しているものとする。

それらを社会保障と他政府サービスとする。それら2つの政府サービスには次の仮定をおく。

○社会保障、他政府サービスともに国民の効用を増加させるが、社会保障のほうが常に限界効用が大きい

○他政府サービスは政府の効用を増加させる。

○しかし、政府は必ず両財供給しなければならない

○政府サービスの限界費用は一定、政治的な意思決定にかかる費用は無視とする

○個人が政府サービスを1単位購入するのにかかる価格は政府サービスの総量に影響されない

政府は次のような権利があるものとする。

○普通税か目的税かの選択権

○普通税の場合には予算比率の決定権

一方投票者は次のような権利があるものとする。

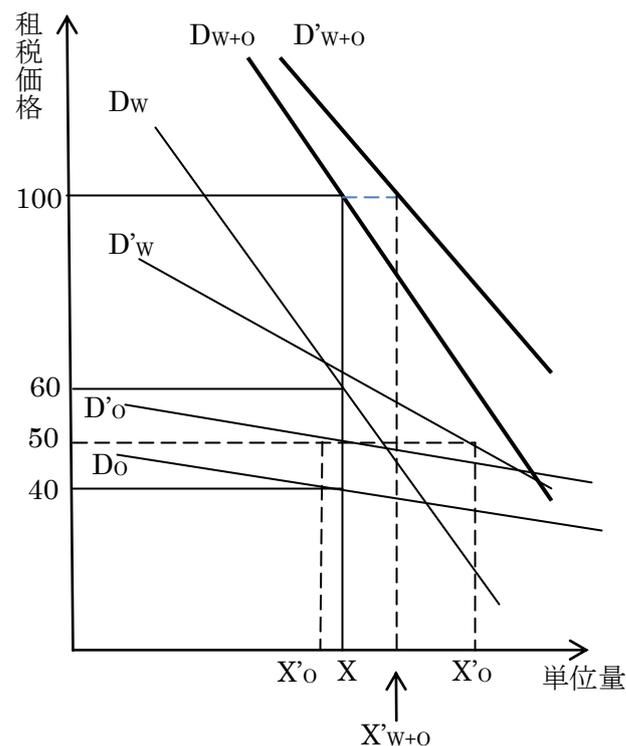
WEST 論文研究発表会 2010

- 目的税の場合には各政府サービスの予算規模の決定権
 - 普通税の場合には予算比率は所与のもとでの両政府サービスの合計の予算規模の決定権
- 政府の性質として次の仮定をおく
- 政府は他政府サービスの予算を最大にするよう行動する

分析

目的税の場合、投票者は両政府サービスの予算規模をそれぞれ決定する。普通税の場合、投票者は政府に予算比率が決められたもとで総予算規模を決定する。目的税のときの総予算規模と普通税のときの総予算規模が一致する場合、その予算比率を完全均衡と呼ぶ。

図 2



注) Buchanan(1963)

図 2 は完全均衡の予算比率を 60 : 40 としたものである。縦軸には 1 単位あたりに必要な租税価格を円で表しており、横軸は単位量を表している。この単位は以下のように定義する。

- ・ 社会保障 1 単位は租税価格 $P_w=60$ 円で購入可能な数量
- ・ 他政府サービス 1 単位は租税価格 $P_o=40$ 円で購入可能な数量

目的税の場合の政府サービスの需要曲線はそれぞれ図 2 の D_w と D_o のようになる。政府サービ

WEST 論文研究発表会 2010

スの限界費用は一定なので供給曲線は横軸に平行な直線となる。目的税の場合、それぞれ別個の供給曲線が描かれる。一方普通税の場合、両政府サービスを足した供給曲線が描かれる。需要曲線も同様に目的税の場合は別個に、普通税の場合は足しあわされた需要曲線が描かれる。普通税のときの需要曲線と供給曲線が交わる点を抱き合わせ均衡と呼ぶ。この図より、目的税の場合社会保障も他政府サービスも X 単位供給される。普通税の場合も図より同様に両政府サービスは X 単位ずつ供給される。普通税のときの需要曲線と供給曲線が交わる点を抱き合わせ均衡と呼ぶ。予算比率が完全均衡である場合、目的税のときの総予算規模と普通税での抱き合わせ均衡点の予算規模は一致する。この場合、普通税でも目的税でも同じ政府計画となる。

さて、予算比率が完全均衡から外れた場合には予算規模はどうなるであろうか。仮に予算比率が $50 : 50$ の場合を考える。同じ図に描くため単位の定義を変えることにする。

- ・ 社会保障 1 単位は租税価格 50 円で購入可能な数量
- ・ 他政府サービス 1 単位は租税価格 50 円で購入可能な数量

単位を変換すると D_w は D'_w となり D_o は D'_o となる。また D_{w+o} は D'_{w+o} となる。目的税の場合社会保障は X'_w 単位供給され、他政府サービスは X'_o 供給される。一方普通税の場合両政府サービスは X_{w+o} 単位供給される。図からあきらかなように $50 : 50$ の場合では、目的税の場合に比べて普通税の場合では社会保障の供給量は減少し、他政府サービスの供給量は増加する。このように予算比率を操作することで、政府は他政府サービスの予算をより多くできるのである。

このことを数値例を用いてみていくことにする。

図 1 における完全均衡の需要量を 40 単位とする。すなわち、 $X=X_w=X_o=40$ とする。社会保障 1 単位の租税価格は 60 円なので、 $P_w=60$ と $X_w=40$ を満たす D_w を $P_w=150-2.25X_w$ と特定化してやる。これはただの仮定である。一方同様に、 D_o を $P_o=50-0.25X_o$ としてやる。

社会保障の需要曲線 D'_w は完全均衡の D_w と需要条件が等しい関数である。需要条件の維持とは以下のことである。

- ・ 条件 1 需要額の維持
- ・ 条件 2 納税者余剰の維持

完全均衡の需要額は $100 \times 0.6 \times 40 = 2400$ 円である。条件 1 より予算比率 $50 : 50$ のときも需要額 2400 円が維持されるので、 $2400 = 100 \times 0.5 \times X'_w$ となる。これにより $X'_w = 48$ を得る。

完全均衡の納税者余剰は $(150-60) \times 40 \times 1/2 = 1800$ となる。一方 D'_w を $P'_w = a_w - b_w X'_w$ とすると予算比率 $50 : 50$ のときの納税者余剰は $1800 = (a_w - 50) \times 48 \times 1/2$ となる。ここから $a_w = 125$ を得る。 D'_w に $a_w = 125$ と $P'_w = 50$ を代入すると $b_w \cong 1.56$ となる。この作業を予算比率を変化させながら繰り返し行くと表 1 のようになる。他政府サービスの需要曲線 D'_o を $P'_o = a_o + b_o X'_o$ とおき、同様の作業を行うと表 2 のようになる。

WEST 論文研究発表会 2010

表 1

普通税における「社会保障」：「他政府サービス」の予算比率						
	0:100	10:90	20:80	30:70	40:60	50:50
aw	0	25	50	75	100	125
bw	0.00	0.06	0.25	0.56	1.00	1.56
	60:40	70:30	80:20	90:10	100:0	
aw	150	175	200	225	250	
bw	2.25	3.06	4.00	5.06	6.25	

表 2

普通税における「社会保障」：「他政府サービス」の予算比率						
	0:100	10:90	20:80	30:70	40:60	50:50
a ₀	125	112.5	100	87.5	75	62.5
b ₀	1.56	1.27	1.00	0.77	0.56	0.39
	60:40	70:30	80:20	90:10	100:0	
a ₀	50	37.5	25	12.5	0	
b ₀	0.25	0.14	0.06	0.02	0.00	

次に、完全均衡と予算比率 50 : 50 のとき、二つの政府サービスの予算規模および総予算規模がどのように変化するかみていく。

完全均衡の需要曲線は

$$D_w \quad P_w = 150 - 2.25X_w$$

$$D_o \quad P_o = 50 - 0.25X_o$$

$$D_w + D_o \quad P_c = 200 + 2.50X_c$$

$P_c = 100$ のとき、 $X_c = 40$ を得る。続いて予算規模は

社会保障の予算規模 $60 \times 40 = 2400$ 円

他政府サービスの予算規模 $40 \times 40 = 1600$ 円

総予算規模 $2400 + 1600 = 4000$ 円

続いて予算比率 50 : 50 のときの需要曲線は

$$D'_w \quad P_w = 125 - 1.56X_w$$

$$D'_o \quad P_o = 62.5 - 0.39X_o$$

$$D'_w + D'_o \quad P_c = 187.5 - 1.95X_c$$

$P_c = 100$ のとき、 $X_c \cong 45$ を得る。続いて予算規模は

社会保障の予算規模 $50 \times 45 = 2250$ 円

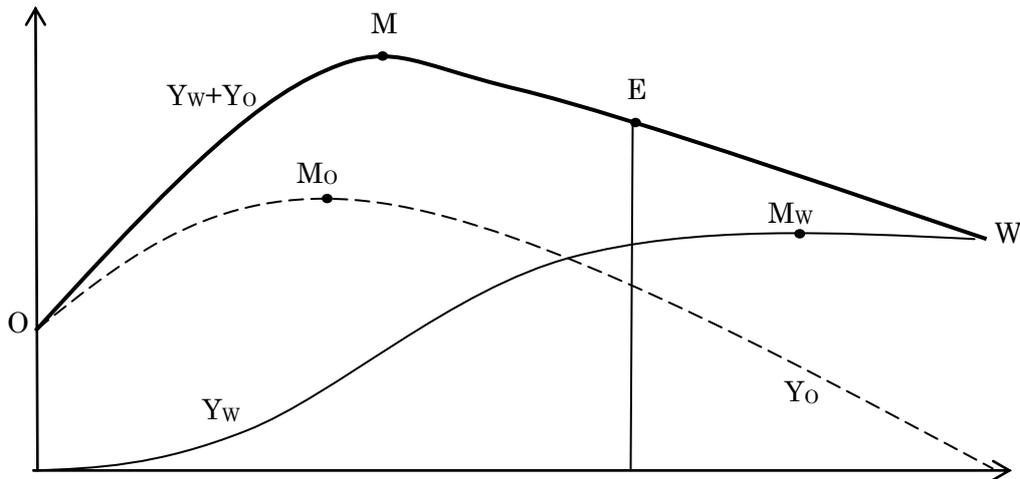
WEST 論文研究発表会 2010

他政府サービスの予算規模 $50 \times 45 = 2250$ 円

総予算規模 $2250 + 2250 = 4500$ 円

ここからわかるように、完全均衡に比べて予算比率 50 : 50 のときのほうが予算規模が拡大している。この予算規模の推定を各予算比率について行うと図3のように描くことができる。

図3



注) Buchanan(1963)にもとづく

Y_w 、 Y_o はそれぞれ予算比率を変更したときの社会保障、他政府サービスの予算規模を表し、 Y_w+Y_o は総予算規模を表す。 M_w 、 M_o はそれぞれ社会保障、他政府サービスの予算が最大になる点である。目的税の場合、それぞれ独立に予算を決めるので社会保障の予算規模は W 、他政府サービスの予算規模は O を選択する。また完全均衡のときの予算規模である E は W と O の合計に一致する。

普通税の場合、政府は他政府サービスの予算を最大化したいので、予算規模が M_o となる予算比率を選択する。

以上より、公共選択の観点からみると、普通税は効率的な状態より予算規模が拡大することが示された。

これまでは普通税の場合予算がどうふり分けられるかであったが、ここからは目的税についてみていく。

それぞれの政府サービスの供給量はほかとは独立して決められる。そしていったん供給量がきまるとその量をかえることはできない。つまり毎年政府サービスごとに決められた額の予算がふり分けられるのである。さきほどの二つの政府サービス X_1 と X_2 のみが存在するモデルを考える。目的税の場合、政府サービスの配分は予算制約内のどの点でもとることができる。もちろん効率的な点 E もとることができる。

WEST 論文研究発表会 2010

以上のことから

- ・普通税の場合効率的な予算配分は達成されない。
- ・目的税の場合効率的な予算配分は達成可能である。

がいえる。よって、効率的という観点から、目的税は普通税と比べて悪くはない。また、もし目的税において効率的な予算配分が達成されていると仮定する。この場合、目的税は普通税と比べて厳密によいといえることができる。

IV 政策提言

以上、これまでの分析結果をふまえたうえで、以下では私たちの政策提言を述べる。

消費税を福祉目的税化することは妥当な政策といえる。

Buchanan のモデルによると資源配分、すなわち予算規模の効率性をはかるためには、普通税よりも目的税にしたほうが有効な政策手段となるということが示された。このことは、消費税を普通税の中にそのまま取り込むよりも、消費税を福祉目的に用途を特定化させる目的税として導入したほうが、望ましい政策を実現するうえで適しているといえる。また、これまでの主な批判の対象であった福祉目的化による財政の硬直化問題についても先の議論で示されたように、妥当な批判といえないのである。このことが、目的税の普通税に対する優位性を意味することとなる。以上の分析結果から、消費税を福祉目的税化することについての妥当性が得られた。この結論を私たちの政策提言とする。

【参考文献】

《先行論文》

橋本恭之（1994年）「国民福祉税の是非と目的税化」『税経通信』49巻7号、pp.53-60

藤田晴（1999年）「消費税の福祉目的税化問題」『税経通信』54巻4号、pp.17-23

吉田和男（2000年）「消費税と福祉目的税」『ファイナンス』36巻4号、pp.84-91

田中治（2000年）「消費税の目的化の是非」『税経通信』55巻12号、pp.158-164

井堀利宏（2002年）「社会保障と税制」『フィナンシャル・レビュー』pp. 4-20

財務省 HP

国税庁 HP

《参考文献》

入谷純 2008 『財政学入門』 日経文庫

牛嶋正 2000 『これからの税制 目的税』 東洋経済新報社

井堀利宏 2001 『目的税の経済分析』 日本交通政策研究会

横山彰 1995 『財政の公共選択分析』 東洋経済新報社

WEST 論文研究発表会 2010



Buchanan, J. M 1963 『The Economics of Earmarked Taxes』 Journal of Political Economy 71,
pp. 457-469